

事例研究 人生100年時代 採めないための相続対策

～ 何を成し何を残しますか ～

池畑会計事務所 池畑芳子

人生100年時代を見据えた老後の人生を充実させるためには、心身共に健康な体を維持することが大切です。我が国の総人口は、2022年2月1日現在、1億2519万人、65歳以上人口は、3624万人となり、高齢化率は28.9%です。超高齢社会の進展とともに増え続ける認知症高齢者は、2025年には700万人に達すると言われています。将来を具現化することで自分の考えが明確になると、相応しい将来像を描くことが出来ます。

1.人生100年時代後半の生き方

(1)現在50代の方

50代は「子供の独立」「親の介護」「親の相続」と、環境に大きな変化が起きやすい年代です。それをきっかけにご自分の老後を意識してくるのが50代です。大半の方は65歳年金受給を目安に60歳以降も働くことを意識しているのでしょうか。

50代は体力も気力もあるので、老後を意識して資産形成に努め始める準備をお勧めします。

(2)現在70代の方

殆どの方が定年を迎えた70代は、生き方に差が出てくる年齢でもあります。

人生100年時代を見据えた老後の人生を充実させるためには、健康な体を維持することが大切です。

①平均寿命・健康寿命(日常生活に制限のない期間)を意識していますか。

2021年の時点で75歳の健康寿命は、男性72.68年、女性75.38年。

厚生労働省の分析では、男女とも新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等死亡率の変化が平均寿命を縮める一因にもなったようです。

2021年の日本人の平均寿命は、男性81.47歳、女性87.57歳で健康寿命との差は男性8.79年、女性12.19年。

いかに健康寿命が大切かわかります。バランスの良い食事をとり健康維持に努めましょう。

②充実した人生を送るために

健康維持のために運動をしましょう。

例えば毎朝同じ時間に行われているラジオ体操に参加する。近所の公園など探してみるといろいろあります。そのあと1分間片足立ち、スクワットなどを追加すればご自分の足でいつまでも歩け、病気の予防に役立つでしょう。

仲間ができること、趣味のサークルに参加すること、楽器を演奏すること、歌を歌うことなどは、不思議なくらいオーラが出て、健康な心とバランス感覚のある充実した人生をおくることに大いに役立つではありませんか。

③何を生きがいにしますか？

体力・知力・精神力・経済力のある今こそ、これからの人生に役立つことを考えて実行してください。

楽しい老後の人生を、ワクワクと生きがいのある生活にするために!!

2.老後資金を考えよう・・・2000万円あれば老後は安心なの？

(1)生活費

老後資金として2019年6月に金融庁が「公的年金だけでは2000万円の資金不足になる」と発表して大きな話題になりました。

年金生活者の平均収入は、夫婦でおよそ毎月 22 万円、すると毎月 5 万円の不足が生じます。毎月 5 万円の不足額を 30 年間合計すると 1800 万円になります。

(2)介護費用

介護にかかる費用は在宅介護と老人ホームで大きく違います。例えば在宅介護では、「公益財団法人生命保険文化センター」2021 年度の調査による。

①介護期間 平均 61.1 ヶ月(5 年 1 ヶ月)

②介護費用 平均月額 8.3 万円 但し在宅介護 5 万円

一時的に介護に要した費用 74 万円(住宅の改修や介護用ベットの購入等)

これらを元に推定すると 581 万円位が必要になるでしょう。

(3)医療費

生涯でかかる医療費 2700 万円のうち医療費の半分は 70 歳以上からかかってきます。ただし実際の自己負担額は 1 割から 3 割の負担率になります。

75 歳以上の方で年収 200 万円以上の方、医療費の自己負担割合が 1 割から 2 割に 2022 年 10 月 1 日改定される予定です。

安心して老後生活を楽しむには 2000 万円では心配です。できればそれ以上の金額を確保するために今からでも資金源を捻出するようにしましょう。

3.何を成し何を残すか

関与先のオーナー社長が元気な時に認知症対策として、例えば自社株対策等について対策をしていますか、と尋ねてみましょう。自分の財産を明確に把握することは、相続対策として必要なことです。

(1)財産の把握

①現金・預金

a.現金・預貯金については一覧表を作成し、通帳・カード・印鑑をなるべく引き出しやすい方法で保管しておく。名義がご自身のものであるか配偶者名義であるのか、配偶者名義であっても収入の源泉はご自身であるのかを見極め、一覧表に記入してください。

b.手元現金と共に、タンス預金の有無についても確認しておきましょう。

c.貸金庫がある場合、その中に何が入れてあるか確認しておきましょう。

②有価証券

a.有価証券には、株式・国債・社債・投資信託等があります。証券会社と取引していると取引内容等について、およそ年に 4 回「取引残高報告書」が 3 か月ごとに送られてきますので確認してください。

b.有価証券一覧表を作成し管理する場合には、証券会社ごとにまとめて管理する方がまとめやすいでしょう。

資金の出資はご自身でも配偶者や他の親族になっている名義株についても記載してください。

c.配当金の受取先も把握しておくといいでしょう。

③デジタル資産

a.デジタル資産については ID とパスワードを記入しておき、カードの整理もしておくといいでしょう。

b.クレジットカードの利用明細書を見て、カードを解約してよいのかを吟味し、なるべく枚数を少なく管理しやすいようにしましょう。

c.インターネット社会では、有料サービスもあり知らないうちに課金されていることもあります。形が見えないだけに気を付けて対応してください。

④土地・建物

- a. 土地・建物については固定資産税の納税通知書を用意し、土地の利用状況と共に単独名義あるいは共有名義であるのかも確認します。
- b. 「固定資産税評価証明書」、「登記事項証明書」、「住宅地図」、「公図」、「実測図」等があればさらに分かり易いでしょう。
土地には宅地・畑・山林・原野・牧場・池沼・鉱泉地・雑種地があります。
宅地の利用状況等により評価単位で判定されますが、相続対策においては相続税評価額を概算で把握できるようにしましょう。
- c. 評価方法には路線価方式と倍率方式があります。
- d. 不動産一覧表を作成する際には、所在地、地目、利用状況(貸家あり借地権割合)、路線価、地積、評価額、固定資産税納税額、備考欄を記入しましょう。
- e. 借地権等がある場合には、土地の賃貸借契約書等が必要になります。
建物の賃貸借契約書の写しも必要になります。

(2).納税資金対策の準備としての生命保険金の活用

生命保険についてはご自身や家族全員の契約内容の確認をしておきましょう。

生命保険の種類には、定期保険・養老保険・終身保険などの生命保険があります。

種類ごとに特徴がありますので、生命保険証券に基づいて生命保険一覧表を作成し、生命保険会社名、種類、番号、契約者、被保険者、受取人、保険金額、課税関係などを記載し、相続対策として活用しましょう。

4.人生100年時代揉めないための相続対策 <事例>

医師A男は、令和3年1月22日、突然亡くなりました。家族関係は複雑です。過去に2度離婚しており、亡くなった時は結婚して5年になる3人目の妻(B)がいました。一度目の結婚では、息子(C男)と娘(D子)をもうけ、二度目の結婚でも息子(E男)と娘(F子)をもうけました。三度目の結婚では、子はいません(資料1・相続関係図参照)。

それぞれの家族間に交流はなく、いずれの子も後継者になる予定はありませんでしたが、E男は医師A男の医院の経理を手伝っており、医師A男の個人的な資産関係も把握していました。

さて、医師A男は、公正証書遺言(資料2・遺言公正証書参照)を残していました。

遺言書を見ると、不動産や有価証券を含めた全ての財産をE男に相続させ、他の相続人にはそれぞれ1000万円を相続させる旨の記載がありました。

ところが、この遺言書に妻Bは納得できません。最後に尽くした自分が顔も見たことがない他の子どもと同じ金額では理不尽だと思ったのです。妻Bは、自分には遺留分という権利があること知り、弁護士事務所の門を叩きました。

弁護士からの説明では、妻Bには遺留分があり、その権利が侵害されている可能性があるようです。すぐに裁判手続に進むことも考えられましたが、まずは相続人の皆で弁護士事務所に集まり、遺留分について話し合いをすることとなりました。

円満に解決するためには、どのような解決方法があるのでしょうか？

(1)法定相続人の確認

相続の話し合いでは、まずは誰が法定相続人となるか確認をする必要があります。法定相続人をしっかりと確定しなければ、法律関係が明確になりませんし、税務申告もできません。被相続人が生まれてから亡くなるまでのすべての戸籍を調べ、相続人を確定します。戸籍に思わぬ名前があがっていることも、実務ではたまにお目にかかります。

この事例の場合は、弁護士の調査により、法定相続人は資料1・相続関係図の通りで間違いがないと確認が取れました。今回の法定相続人は、妻B～FF子の計5人であり、そのいずれもが遺留分権利者となります。

なお、法定相続人の話とはそれですが、法定相続人が顔合せをした際、D子は障害者であり、

補助人がいることが分かりました。

(2)遺言書の有効性の確認

相続財産をどのように承継するかは、まずは遺言書に従います。遺言書が無い場合や無効となるような場合には、法定相続人が遺産分割協議をすることになります。したがって、まずは遺言書が間違いなく本人によって書かれたものか、相続人の確認を取る必要があります。公正証書であれば、公証人が遺言者の遺言能力を確認していますので、無効になる可能性はほとんどありません。しかしながら、無効とされた例が無いわけではありませんし、遺言書の有効性は話し合いの大事なステップになりますので、相続人全員で遺言書の有効性を確認すべきです。

この事例では、A男は公正証書で遺言書を残していましたので、遺言書に従って相続財産を相続させることが原則になります。また、妻B～F子は、A男が生前に遺言書を書いたと聞いていましたので、有効性そのものについては争わないとの意見で一致しました。

(3)遺留分侵害額の請求と、請求をする意思の確認

遺留分侵害額請求とは、遺留分を侵害された相続人が、遺留分を侵害した者に対し、その侵害に応じた金銭の支払いを請求することをいいます。この遺留分が、あるかどうか、どの程度認められるかは、法定相続人の地位に従って法律で定められています。実際に侵害がされたかどうかは、遺産から各自の遺留分を算定し、実際に取得する遺産がこの遺留分よりも少ないようであれば、遺留分は侵害されたと考えられます。遺留分侵害額の請求は、被相続人がなくなったこと及び遺言書や生前贈与の事実を知った時から1年以内、もしくは相続が開始してから10年以内のいずれか早い時期までに行う必要があります。

一番のポイントは、遺留分侵害額の請求は、「請求して初めて発生する権利」ということです。つまり、たとえ遺留分を侵害されている場合であっても、遺留分侵害額請求の権利は自動的に発生するものではありません。きちんと請求をしなければ、法律上の権利が発生しないということです。遺留分侵害額の請求権を発生させるかどうかは、各相続人の自由な判断に委ねられています。ですので、遺言書がある場合には、実際に遺留分が侵害されているかの確認も大切ですが、遺言書を受け入れるか、まずはその気持ちを確認することも大切なステップとなります。

今回のケースでは、妻Bは遺留分侵害額の請求をする意思を明確に示しました。1000万円ではとても不合理と考えたからです。C男は、実際に遺留分の侵害がどの程度あるか調査してから結論を出したいと言いました。D子とF子はA男の遺志を尊重し、遺言書の通り1000万円を受け取って終わりにしたいと言いました。

では、今回の遺言書に遺留分の侵害はあるか、あるとすればどの程度になるか、実際に検討することになります。

補足：(民法改正2019年7月1日以降の相続)

遺留分権利者は、遺留分を侵害しているものに対し、遺留分に相当する財産を金銭で請求することになりました。請求できるのはあくまでも金銭であって、不動産その他の財産等の移転を求めることはできません。

(4)遺留分侵害額の計算

遺留分侵害額の計算は、まずは相続財産目録から遺留分算定の基礎となる金額を算定し、各自の遺留分の割合を乗じて各自の遺留分を計算します。そして、実際に取得した遺産が、この遺留分よりも少ない場合には、遺留分が侵害されたとして、その差額分を遺留分侵害額として請求できることとなります。具体的な計算式は、次の表の通りになります。

【各種計算式】

(遺留分侵害額の計算)

遺留分侵害額 = 遺留分 - 実際に取得した遺産の評価額

※この金額が正の数字であれば、その金額が遺留分侵害額となる。逆に、負の数字となる場合には、遺留分侵害は無いことになる。

(遺留分の算定方式)

遺留分 = 遺留分算定の基礎となる価額 × 各自の遺留分の割合

(遺留分算定の基礎となる価額)

= 相続開始時の財産価額 + 生前に贈与した財産の価額 - 被相続人の債務の額

相続財産は、被相続人が死亡した日の時価を基準とします。

実務ではよく問題視されますが、遺留分の計算では、原則として生命保険金は考慮されません。生命保険金は、税務申告ではみなし相続財産とされますが、法律上はあくまで相続人が取得した固有の財産権であり、相続財産には含まれないからです。ただし、生命保険金を遺留分の計算に入れられないことが著しく不公平と評価される場合には、例外的に遺留分の計算に考慮されることがあります（最決平成 16 年 10 月 29 日判タ 1173 号 199 ページ）。

また、葬儀費用も遺留分算定の債務の額には加算されません。葬儀費用は、被相続人自身の債務ではなく、祭祀承継者の債務になるからです。ただし、事前に被相続人が死後事務委任契約などでお葬式の手配などをしていた場合には、例外的に被相続人の債務になる場合もあります。

では、具体的に本件の遺留分侵害額を計算してみましよう。E 男が示した財産目録は、次の表の通りになりました。土地・建物の評価は、時価で計算されています。

土地の時価	1 億 4000 万円	(居宅 4000 万・アパート 10000 万円)
建物	3000 万円	(居宅 1000 万円・アパート 2000 万円)
預貯金	4000 万円	
有価証券	3000 万円	他生命保険 2500 万円 (受取人は E 男)
	【合計 24000 万円】	他▲葬儀費用 300 万円

本件で遺留分算定の基礎となる価額は、土地、建物、預貯金、そして有価証券の計 2 億 4000 万円となります。

次に、本件の遺留分の割合ですが、妻 B は配偶者であり、E 男～F 子は子ですので、法律に従うと、妻 B の遺留分は 4 分の 1、C 男～F 子の遺留分はそれぞれ 16 分の 1 となります。

相続財産の 2 億 4000 万円に各自の遺留分を乗じ、実際に取得する遺産を比較すると、次の表のようになります。

遺産に対する遺留分の割合と、侵害額一覧

	遺留分割	遺留分	侵害額
妻 B	1/4	6000 万円	5000 万円
C 男	1/16	1500 万円	500 万円
D 子	1/16	1500 万円	500 万円
E 男	1/16	1500 万円	無し
F 子	1/16	1500 万円	500 万円

遺留分侵害額を確認した結果、妻 B は、差額の 5000 万円はしっかり欲しいとの意向を示しました。C 男は、侵害額が 500 万円であれば A 男の遺志を尊重して遺留分侵害額の請求はしないと意向を示しました。F 子は、従前通り A 男の遺志に従うとしましたが、D 子は、補助人からの助言があり、遺留分侵害額を請求したいとの意向を示しました。

(5) 解決方法

前項により、本件では実際に遺留分の侵害があることが分かりました。では、具体的にどのような解決方法があるのでしょうか。

大きな道筋としては、相続人全員の同意を得て遺産分割協議をする方法と、各相続人と個別に遺留分の支払いについて合意を得る方法があります。

①相続人全員の同意を得て遺産分割協議をする方法

遺言書がある場合であっても、相続人全員の同意があれば、遺言書の内容に反した遺産分割協議をすることができます。遺産分割協議であれば、各自の意見を取り入れたより柔軟な解決が期待できますが、相続人全員の同意が必要というハードルもあります。

事例では、妻 B と D 子が遺留分侵害額の請求をするとしていますが、金額に不満がある程度でそれ以外の不満はいまのところ無いようですから、丁寧に妻 B や D 子の意向を確認し、全員の合意を得ることができれば、本件でも遺産分割協議ができます。この場合、不動産や有価証券を誰がどのように取得するか、柔軟な解決をすることが期待できます。

②個別に遺留分の支払いについて合意を得る方法

全員の同意がなければ遺産分割協議はできませんから、その場合には、遺言書に従って遺産を相続することになります。

遺留分侵害額の請求は、前記の通り、請求して初めて発生する権利です。この請求する方法は、口頭でも手紙でも良いのですが、あとで問題とならないよう、内容証明郵便で請求し、証拠として残るようしておく必要があります。

遺留分侵害額の請求権が発生したら、具体的な金額はどの程度か、支払いはどのようにするかを話し合い、合意書をまとめることになります。もし当事者間で話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停を申し立て、裁判官と調停委員を間にいれて話し合いをすることになります。それでもまとまらないようであれば、訴訟を提起し、裁判官の判断に従うこととなります。

遺留分の放棄は、被相続人が死亡する前は家庭裁判所の許可が必要ですが、被相続人が死亡したあとであれば、各相続人（遺留分権利者）はいつでも自由に放棄することができます。遺留分侵害額を請求しない相続人がいる場合は、あとで問題とならないよう、遺留分を放棄する書面も交わしておくとい良いでしょう。

今回の事例では、妻 B と D 子が遺留分侵害額の請求をしており、C 男と F 子は遺言書に従うとしています。妻 B と D 子は、話し合いの際に遺留分を主張していますから、遺留分侵害額の請求権はこの時に発生します。しかしながら、言った言わないの争いを防止するため、後日内容証明郵便にて遺留分侵害額の請求をすると E 男に請求書を送付しておくべきです。

E 男は、遺留分侵害額の請求をしない C 男と F 子との間では、遺言書の通り 1000 万円を支払い、今後は遺留分侵害額の請求はしないと合意書を結んでおきます。

次に、妻 B と D 子は遺留分侵害額の請求をしていますから、遺留分侵害額はどの程度なのか、いつ、どうやって支払うかなどを真摯に話し合い、合意を目指すこととなります。もし、妻 B と D 子が納得しないようであれば、調停や訴訟といった裁判手続に進むこととなります。

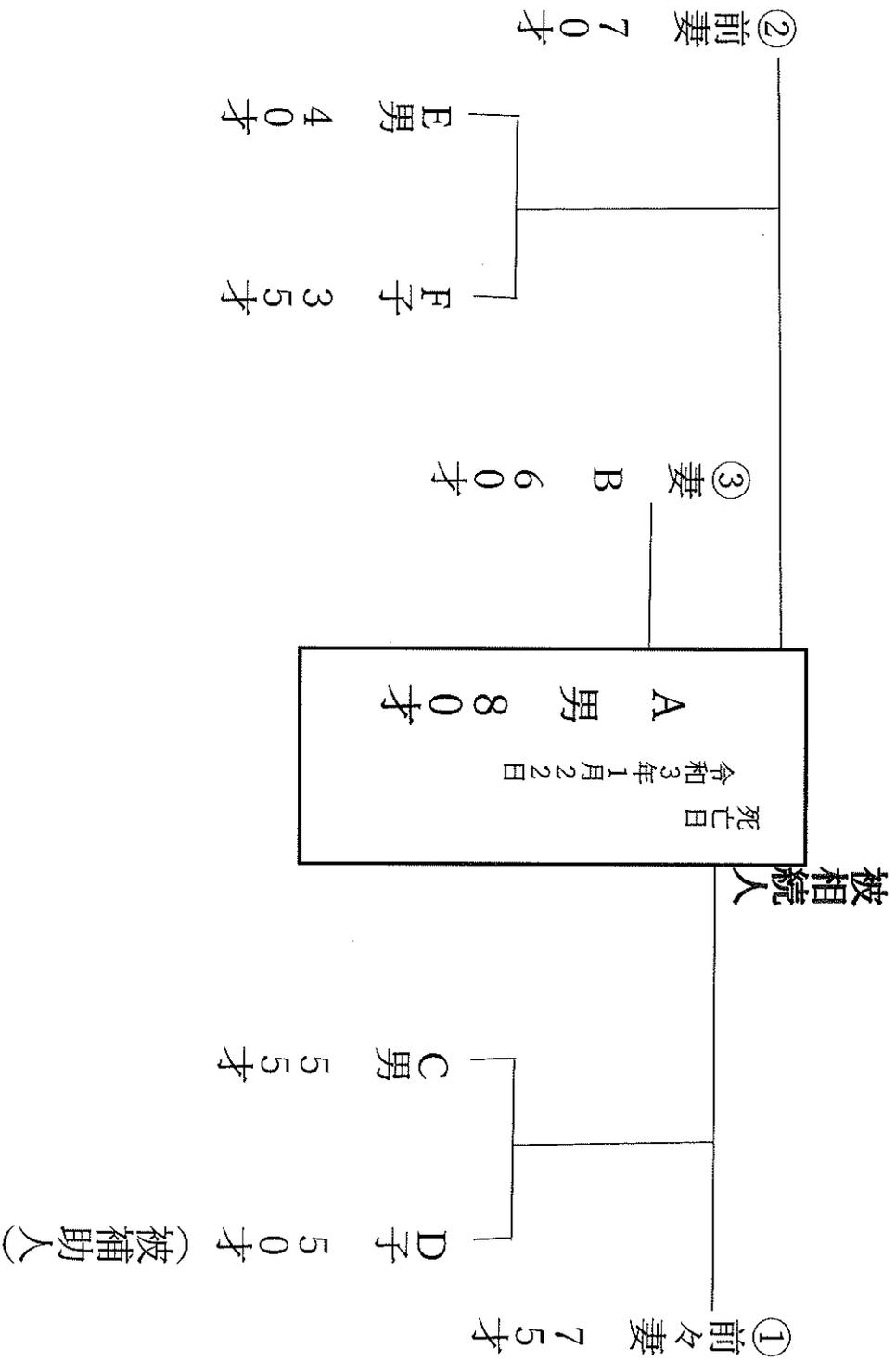
(6)円満かつ円滑な相続を目指して

本件の事例の場合、円満かつ円滑な相続のためにはどのようなことができたでしょうか。A 男は、遺言書を残していました。遺言書は遺志を伝える大切なものですので、しっかりと公正証書でのこしておいた A 男は相続に関心があつたようです。しかしながら、実際の内容は遺留分の侵害があり、すんなりと遺言書の通りにはいきませんでした。

これを防止するには、生前に関係者によく話して聞かせることや、遺言書に付言事項として説明しておく方法があります。付言事項とは、いわば手紙のようなもので、遺産の承継とは別に、遺言者が相続人に気持ちを伝える事項です。どうしてこの遺言書を書いたか、どうしてこの遺言書の内容になったかを付言事項で説明しておく、トラブルになる可能性が低減するようです。また、生前贈与や特別受益に関する事項も、付言事項に書いておくと、紛争の防止になるようです。

本人が死亡後は、なかなか新たな対策をとることはできません。この場合は、専門家がていねいに各相続人の意見に耳を傾け、各自がどのような希望をもっているか、できるかぎり正確に把握し、その実現を調整することが大切になるようです。

相続関係図



令和●年●●●●号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者 A 男の囑託により、後記証人2名の立ち会いのもとに、遺言者の口授を筆記して、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者が有する不動産並びに預貯金、株式、保険、動産、その他一切の財産を、遺言者の息子である E 男に相続させる。

第2条 E 男は、前条の遺産を取得する代償として、妻 B、C 男、D 子、及びF子に対し、それぞれ金 1000 万円を支払うよう分割方法を指定する。

第3条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、E 男を指定する。

第4条 遺言者は、本遺言の執行者として、E 男を指定する。

【付言事項】

以上

本旨外用件

…以下省略…